

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目
氏 名インドネシアにおける少年非行と教育
—フクム・アダット・イスラームからのアプローチに着目して—

神内 陽子

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、インドネシアにおける少年非行および少年の更生のための教育の実態を、インドネシアの多元的な法体制を構成する3つの法、すなわち国家法としてのフクム、慣習法としてのアダット、そしてイスラームそれぞれにもとづくアプローチに着目し、それら相互の関係に焦点を当てながら明らかにすることである。

少年非行を論じるにあたっては、それが社会の規範や価値からの逸脱行動の一つであることから、法と社会という、より広い問題領域を視野に入れる必要がある。従来、インドネシアの法と社会をめぐっては、フクム(hukum,国家法)、アダット(adat,慣習法)、シャリーア(syariah,イスラーム法)が併存する法多元主義(legal pluralism)を前提として議論が蓄積されてきた。一般に、フクムは国家による制定法を典型とする成文化された規範を、アダットは法や準則、道徳、慣習、礼儀にかなった振る舞いなどを含む広範な文化的・社会的概念であるが、アダット法として法規範的側面のみが分離された場合には地域の慣習にもとづく不文律の法規範を、またシャリーアは聖典クルアーンおよびスンナ(預言者ムハンマドの慣行)を主な法源とする法体系を指す。現在インドネシアでは、フクムは主として全国民に適用される民・商・刑事に関わる事柄を、アダットは土地所有やコミュニティ内の軽微な揉め事などに関わる事柄を、シャリーアは婚姻や相続といったムスリムの家族関係に関わる事柄を処理する際の法として機能している。こうした中、少年非行の問題は、それが刑事司法制度と関わることから一般にフクムの問題として扱われ、ナシ

ヨナルなレベルの少年司法制度がいかに整備され機能しているかという観点から多く議論がなされてきた。さらに 1998 年 5 月に始まる民主化以降は、児童保護制度改革の一環として新しい少年司法制度の構築が進められていることから、この問題をフクムの観点から理解する重要性はますます高まっているように思われる。

しかし、その一方でインドネシアには、こうしたナショナルな改革とは別の、よりローカルな文脈で展開する少年非行問題へのアプローチがある。イスラーム教徒が 9 割近くを占めるインドネシアでは、寄宿制の伝統的イスラーム教育機関ポンドック・プサントレンの影響が知られているが、これらプサントレンの中には、非行少年の更生の場としての機能を果たしているものがある。またインドネシアでは、合議を通して全会一致の合意(ムファカット)を目指す慣習的な意思決定メカニズムとしてムシャワラ(musyawah,合議)が広く実践されており、これが少年の逸脱行動と、それによって引き起こされた住民間の摩擦(揉め事)への対処法としても機能している。これら宗教および地域の慣習に則った少年非行へのアプローチは、フォーマルな少年司法制度による手続き、すなわちフクムの領域におけるアプローチとは異なる問題解決と教育のあり方を可能としており、さらにその機能は近年の少年司法改革の中で再評価され、フクムの枠内で、あるいはフクムとの関係において新たな展開を見せている。以上を踏まえ本研究は、これら様々なアプローチにおける少年非行問題への取り組みを教育学のテーマとして対象化し、現代インドネシアの少年非行をめぐる教育的営みについて、一つの全体像を描き出そうとするものである。

この目的のため、本研究では特に次の 3 点に焦点を当てた。第一に、インドネシアの少年司法制度の歴史において大きな転機となった 2012 年の少年刑事司法制度法(以下、SPPA 法)がどのような経緯で導入され、具体的にどのような内容をもつのか、また本法施行下の少年の処遇にどのような人々が関与し、そこでいかなる教育的営みがなされているのかを明らかにしたうえで、SPPA 法による少年司法改革の意味を考察することである。第二に、アダットとイスラームそれぞれの文脈における少年非行の捉え方と更生のためのアプローチを、それらとフクムの関係性に着目しつつ明らかにすることである。そして第三に、少年の視点から、インドネシアの少年非行と教育、更生を捉え直すことである。これらの課題に応えるため、第 1 章～第 4 章(第 I 部)でフクムからのアプローチを、第 5 章と第 6 章(第 II 部)でアダットとイスラームからのアプローチを、第 7 章(第 III 部)で非行と更生についての少年の語りを取り上げ、それらを詳細に記述することを試みた。本論文の議論の大部分は、2014 年 10 月から 2016 年 10 月にかけて、(公財)インペックス教育交流財団奨学生として長期留学した際に実施した調査にもとづくものである。調査にあたっては、留学受入先であるディポネゴロ大学アジア研究センターの協力の下、インドネシア研究技術・高等教育省から許可を得た。調査対象地域はバンテン州、ジャカ

ルタ首都特別州、西ジャワ州、中ジャワ州、東ジャワ州、ジョグジャカルタ特別州から成るジャワ 6 州のうち、ジョグジャカルタ特別州を除いた 5 州である。

各章で扱った具体的な内容は次の通りである。第 1 章では、17 世紀初頭に始まるオランダ植民地期から、少年司法に関する初の法律が定められた 1990 年代後半までを対象とし、2012 年 SPPA 法が施行される以前のインドネシアにおける少年司法の歴史を概観した。第 2 章では、1998 年 5 月以降のポスト・スハルト期における児童保護制度改革の流れを概観したうえで、SPPA 法案審議の議事録の分析から法制定のプロセスおよびそこで議論された内容を分析するとともに、本法により規定された少年処遇の枠組みを明らかにした。第 3 章では、SPPA 法施行下で実際にどのように少年の処遇が行われているのかについて、警察や検察と連携して少年事件を扱う矯正指導所(BAPAS)と、少年の更生支援を担う社会福祉施設(LPKS)での調査をもとに考察した。第 4 章では、SPPA 法施行下の少年処遇のもう一つの側面として、有罪判決を受けた少年を収容する成人刑務所および少年刑務所での教育を取り上げた。第 5 章では、少年非行問題への慣習的アプローチとして、非行を含む村落内の問題をアダットにもとづくムシャワラにより解決しようとする住民主体の取り組みを考察した。ここで事例としたのは、東ジャワ州ジョンバン県において、主に女性と子どもに関わる問題を家族的に解決するために導入されたポスコ・サンブンラサ(Posko Sambung Rasa)のプロジェクトと、警察と市民の協働の下で地域の問題を解決するための機関として全国的に設置が進められている警察・市民パートナーシップフォーラム(FKPM)である。第 6 章では、スーフイズム(イスラーム神秘主義)の教えにもとづき、イナバー(Inabah)と呼ばれる独自の青少年更生施設を展開するポンドック・プサントレン・スルヤラヤ(Pondok Pesantren Suryalaya)を事例に、少年非行問題への宗教的アプローチを考察した。第 7 章では、東ジャワの 2 人の少年の「自伝」を取り上げ、彼らとその仲間に対して筆者が行ったインタビューの内容と突き合わせながら解釈を試みた。

本論文全体を通して明らかになったのは、以下の 4 点である。

(1) SPPA 法による少年司法改革の意味

2012 年 SPPA 法による改革の要点は、少年の最善の利益を優先し、少年事件へのダイバージョン——通常の裁判手続きから事件を離脱させ、代わりに教育的措置や治療プログラムなどへ転換すること——の適用を原則とするとともに、その条件として修復的司法にもとづく当事者間の合意形成を定めたことであった。修復的司法とは、国家による加害者への報復を原則とする従来の応報的司法に対し、犯罪を人々およびその関係の侵害と捉え、当事者間の対話を通して関係の修復や回復を目指すものである。本改革の重要な点は、こうした修復的司法の具体的な形態として、アダットにもとづくムシャワラを位置づけたことであった。SPPA 法案審議の議事録の分析からは、本法が、各地で様々な実践されている揉め事の解決のためのアダットを、ムシャワラ

の概念によって「インドネシア文化」としてまとめあげ、フクムの枠内に位置づけようとしたものであること、そしてこれにより、ローカルな文化的多様性を維持しつつ、少年司法の国際準則を参照したフクムによる改革を目指すものであったことが明らかとなった。SPPA 法による少年司法改革は、フクムを通じたアダット復興の一例であると同時に、アダットを取り込むことによるフクムの強化の意味をもっていた。

(2) 少年非行問題への慣習的および宗教的アプローチとフクムとの関係性

以上のようなフクムとアダットの関係——フクムを通じたアダットの復興と、アダットを通じたフクムの強化——は、少年非行問題への慣習的アプローチとして第5章で取り上げた2つの事例からも読み取ることができる。ジョンバン県のポスコ・サンブンラサは、失われつつあると見なされた村々のムシャワラの機能を、外部の行政機関や裁判制度と連結するかたちで制度化し活性化しようとするとともに、フクムの仕組みでは扱いきれない問題を解決するため、アダットにもとづくローカルな知恵を利用するものであった。第二の事例とした FKPM も、警察と市民のパートナーシップという枠組みの下でムシャワラの活性化を図ると同時に、その合意形成プロセスに警察官を関与させることにより、地域の治安と秩序維持に対するフクムの力を強めている。また宗教的アプローチとして取り上げたスルヤラヤの事例からは、本プサントレンが1970年代より国家との協働の下で薬物依存と少年非行の問題に取り組んでおり、イスラームとフクムの間にも相互補完的な関係が成り立っていることが明らかとなった。

(3) 少年の語りにもみるインドネシアの非行と更生

逮捕や更生施設への送致を機に自らの境遇やその半生と向き合うことになった少年の多くは、いわゆる非行の要因として、両親からの愛情不足や貧困、不適切な交友関係、「悪」の世界への憧れ、学校への不適応などを挙げている。こうした語りは、おそらくある意味では真実である。しかしその一方で、第7章で取り上げた少女——彼女は「アナック・パンク」(パンクの少年)と呼ばれるストリートチルドレンとして路上生活を送り、犯罪行為の末に逮捕された——の「自伝」とインタビューの内容が示すように、しばしば形式化されて語られる更生の物語の奥には、社会の不正義への異議申立て、貧しくも平等な路上生活、自由への憧れ、といったもう一つのストーリーが存在しうる。また少年たちへのインタビューからは、更生に向けた教育支援のあり方が非常に多様である中、彼らの多くが自らの経験の意味を神との関係において捉えていること、また制度を超えた生身の人間——実質的な意味での「教育者」——との出会いが、更生の物語に大きな影響を与えていることも印象づけられた。

(4) 少年非行と教育をめぐるフクム・アダット・イスラームの境界線

少年非行問題への様々な領域からのアプローチは、少年の逸脱行動に直面した人々にとってそれぞれ排他的に独立した選択肢ではなく、適宜選びとられ、必要に応じて組み合わせられるものである。例えば、ムシャワラの場合に仲裁者としてイスラーム指導者が招かれたり、合意にあたって有利な条件を引き出すために刑事司法による制裁が

仄めかされたりすることはしばしば見られることである。また SPPA 法下では、刑務所に代わる更生の場としてプサントレンが選択されることもある。多くのプサントレンでは学校教育や職業訓練が重視されており、また逆に刑務所内は宗教色が濃厚で、信仰実践は更生の度合いを図る重要な尺度とされている。こうした状況は、少年非行と教育をめぐるフクム、アダット、イスラームの境界線が必ずしも明確なものではなく、絶えず引き直される流動的なものであることを示している。「善き国民となること」「善き住民(または民族の一員)となること」「善き信徒となること」は常に一致するわけではないが、多くの場合に相反せずに重なり合っており、逸脱と更正をめぐる教育の現場で目指される人間像として共有されていると考えられる。